

海外ツアーのご案内とご注意

①お申し込み

●ご予約いただく際のご注意—お名前は、パスポートに記載（又は予定）のつづりを正確にご記入ください。

航空会社によっては—文字違っただけでも予約が無効となる場合があります。

渡航先(国又は地域)によっては、外務省渡航情報に旅行者の安全に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際、取扱店にてご確認ください。

②ツアー進行

●本パンフレット掲載のツアーの最少乗員人員は2名です。お申し込みコースのご旅行が催行されない場合、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日の出発については、ご出発の34日前までに、その他の出発日についてはご出発の24日前までにご連絡いたします。

●混雑状況により、宿泊の制限やチェックインの不可日が設定される場合もございます。設定は変動いたしますのでお問い合わせください。

③渡航手続き

お客様は旅行参加時に以下の有効期間が残っている旅券および査証が必要です。現在、お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証の取得はおお客様の責任で行ってください。当社で旅券のコピーをいただく等の方法で個別に確認することはありません。下記内容は予告なく変更になる場合がありますので、旅行お申し込み販売店へ必ず最新情報をご確認ください。また、航空便の乗り継ぎルートによっては、他の国の必要旅券残存期間を要求される場合があります。必要残存期間以上の余白のある旅券をご用意いただくことをお勧めいたします。これらの手続きの代行については、取扱店が渡航手続料金をいただいております（日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館等にお問い合わせください）。

国名	パスポートの必要有効期間	査証の要・不要
マレーシア	入国時6か月以上	3か月以内の滞在は不要
タイ	入国時6か月以上	30日以内の滞在は不要
インドネシア	入国時6か月以上	短期訪問ビザが必要
シンガポール	出国時6か月以上	14日以内の滞在は不要
モルディブ	<ul style="list-style-type: none">経由国の条件に準じます。 ●シンガポール経由　入国時6か月以上 ●スリランカ経由　入国時6か月以上 ●マレーシア経由　入国時6か月以上	30日以内の滞在は不要
オーストラリア	帰国時まで有効なもの	必要
モリシヤコ	入国時滞在日数+6か月以上	3か月以内の滞在は不要
メキシコ	帰国時まで有効	180日以内の滞在は不要

(2011年12月1日現在)

①ご旅行代金について

- 旅行代金及びクラブメッドが会員費は税込みとなります。
- 記載の旅行代金は、特に表示のない限り2人部屋を2人でご利用いただき、航空機はエノニムークラス席をご利用の場合の、大人お1人分の旅行代金です。
- 航空運賃は特別航空運賃（IT運賃/包括旅行運賃）を適用します。
- 各年齢ごとに表示される代金の適用基準は、旅行開始日当日の若年齢です。
- 渡航先の国々(または地域)によっては、その国の法律などにより渡航者個人に対して空港諸税(出入国税、空港施設使用料等)の支払いが義務付けられていますが、本パンフレット掲載のツアーには特に記載のある場合を除き、日本国外の空港諸税が含まれています。
- 旅行代金に燃油サーチャージ(運送機関の課す追加運賃・料金)がある航空会社の燃油サーチャージが含まれて止ります。旅行契約成立後に燃油サーチャージが増額または減額、廃止されても増額の追徴並びに廃止を含む減額分の払戻しはありません。
- バリエーションのツアーについては、インドネシア入国時に短期訪問ビザが別途現地にてかかります。詳しくは取扱店にてご確認ください。

<p>新千歳空港(大人1,000円/2歳以上の小人500円)、成田空港(大人2,040円/2歳以上の小人1,020円)および旅客保安サービス料500円(2歳以上)、羽田空港(大人2,000円/2歳以上の小人1,000円)、中部国際空港(大人2,500円/2歳以上の小人1,250円)、関西国際空港(大人2,650円/2歳以上の小人1,330円)、並びに福岡空港(大人945円、2歳以上の小人472円)の各空港旅客サービス施設使用料を別途、お申し込みの取扱店に旅行代金と併せてお支払いいたします。予告なく上記使用料が増額される場合や上記以外の空港に新設される場合があります。また、新たなサービス料、諸税が追加される場合もあります。</p>
--

②クラブメッド会員について

- クラブメッドをご利用の際には、会員になっていただきます（特別な会員資格はございません）。
- 新規入会の方は、お申込金と一緒に入会金と初年年度会費の合計をお支払いください。
- 入会金お1人につき大人3,000円／子供(4-11歳)1,500円
- 年会費お1人につき大人3,000円／子供(4-11歳)1,500円
- ※4歳未満の会員費は無料です。
- 会員の確認は、最終日程表とともに、各会員にお渡しするメンバーズ（バウチャーの番号(会員番号)によって行われます。次回のご旅行までお手元にお持ちください。
- 入会金は1回お納めくだされば、次年度以降の再支払いは不要です。年会費の有効期間はご旅行ご予約日から1年間です。会員有効期間を終了して、会員未更新のままクラブメッドのご利用はできません。有効期間満了日以降にご予約をされた場合も、新たに更新費として年会費が必要となります。
- 会員登録に必要になりますので、ご旅行のご予約時に氏名(パスポート表記通りのもの)、生年月日・ご住所をお知らせください。
- クラブメッドは搬送費用保険に加入しています。

クラブメッドリゾート内で受傷し、治療のため緊急に帰国が必要になった場合の搬送費用を負担します。この保険の適用には契約保険会社の査定、承認が必要となります。疾病は適用外となります。

③お部屋・宿泊について

●クラブメッド、およびクラブメッド以外のホテルでは、原則として1部屋を2人でご利用いただけます。

●お1人でご参加の場合

お1人部屋利用となり、所定の1人部屋追加代金が必要となります。ただし、混雑時には1人部屋使用のご希望に添えない場合があります。他の方との相部屋はお受けできません。

●3人以上の奇数人数でご参加の場合

奇数人数のうちお1人については、お1人部屋利用となり、所定の1人部屋追加代金が必要となります。クラブメッド以外のホテルでは、1人部屋は原則としてシングルルームとなります。ただし、混雑時には1人部屋使用のご希望に添えない場合がありますので、お問い合わせください。

●12歳未満のお子様のお1人部屋利用はできません。

●コネクティングルームのご利用について

本パンフレットに掲載されているクラブメッド・リゾートでは、コネクティングルーム(隣り合わせの2つのお部屋が中扉でつながっているものを指します)をご利用いただけます。コネクティングルームのご利用は、12歳以上の方がお1人以上含まれていることを条件といたします。ご利用人数や年齢の組み合わせ及びルームタイプによってご利用いただけない場合がございます。コネクティングルーム最大利用人数は、各リゾートによって異なります。クラブメッド以外の宿泊プランのホテルにはコネクティングルームはありません。詳しくはお問い合わせください。

●お部屋割りについて

グループ、ご家族等の参加で2部屋以上をご利用の場合、隣同士、またはお近くのお部屋をご用意できない場合や同一タイプのお部屋をご用意できない場合があります。

●お部屋のベッドタイプについて

2人部屋には、ベッド2台の「ツインベッドルーム」や大型ベッド1台の「ダブルベッドルーム」等がありますが、ベッドタイプの希望はお受けできません。

●お部屋の備品について

クラブメッドでは、原則としてお部屋に歯ブラシ・スリッパのご用意はありませんので、日本からお持ちいただくことをお勧めします。また、旅行先の宿泊施設では、洗剤による水質汚染を防ぐため、特にご要望のない限りペッドシャツやタオルの交換を行わない場合があります。タオル交換をご希望の場合には、タオルを床に落とすとしてく等の

楽しい旅行のために知っておいていただきたい情報です。お申し込みいただく前に、旅行条件と合わせて必ずお読みください。

ご利用の注意事項

意思表示をされることをお勧めします。

- クラブメッドのお部屋はバスタブがなく、通常シャワーのみのお部屋となります。
- 「ハネムーンプレゼント」など現地でお選するプレゼント・サービスは、必ず現地にてお受け取りください。日本に帰国後のご提供・ご返金は一切できませんのあらかじめご了承ください。また、ご提供がない場合は必ず現地フロントにお申し出ください(但し、プレゼントの内容は予告なく変更になる場合があります)。
- 現地でお部屋に余裕がある場合、有料でチェックアウト時間以降もお部屋をご利用いただけます。ただし、利用状況によってはそのまま継続利用できず、お部屋を移動していただく場合があります。

クラブメッド、およびクラブメッド以外のホテルでは、国際電話等滞在中の個人的なお支払い用として国際クレジットカード、または現金でのデポジット(保証金)を求められることがありますので、国際クレジットカードをお持ちになることをお勧めします。
--

●クラブメッドの延泊について

●「延泊受付」の表示のあるコースについては、お客様のご希望にあわせてクラブメッドでの延泊を承ります。

●各コースに記載の合計日数は、日本出発日より延泊分を含め日本帰着日までの旅行日数です。

●出発地・コースによっては、復路のフライトの運航日が限られているために、ご希望に添えない場合があります。お申し込みの際にご確認ください。

延泊は、ツアーお申し込みの際にお申し出ください。現地での延泊は承っておりません。

●航空機、その他の交通機関について

- スケジュール表に記載されている記号：✈＝航空機、≡＝船での移動を表します。
- 出発便/帰国便、および各国/各都市間の航空便は経由便、または乗継便となり、必ずしも最適な時間帯を選べない場合があります。また、記載の経由地・乗継地が他の場所に変更になる場合があります。いずれの場合も旅行代金に変更はありません。確定航空便は日本出発前にお選する最終旅行日程表でお知らせします。アジア/パシフィックにおいてビタワンコースでの、シンガポール空港～フェリーターミナル港(往復)の乗り継ぎの際には現地係員がご案内しますが、その他の乗り継ぎ地では国際線～国際線または国際線～国内線の乗継はおお客様ご自身で行っていただきます。
- 運輸機関の遅延・不遇・スケジュール変更・経路変更など、また、これらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮および観光箇所の変更、 cancellなどが生じる場合があります。このような場合、責任は負いかねますが、当初日程に従った旅行サービスが提供できるよう手配努力いたします。

●航空機の座席配列や空港での個人チェックイン化にもない、グループ・カップルの方でも隣り合わせにならない場合があります。例えば、ジャンボ機(B747)の場合は3・4：3席の座席配列のため、通路をはさんだり、前後の座席になる場合があります。エコノミークラス席をご利用の場合の窓側、通路側、並び席のご希望はお受けできません。

●ペアシート予約の対象コースでは、日本発の国際線区間については、ペアシート(隣り合わせの席)をご用意いたします。直前の機材変更や手配上の理由により、隣り合わせの席をご用意できない場合がありますが、その際には、カップルにつき5,000円を、ご旅行終了後に返金いたします。日本発の国際線区間には適用されません。本パンフレットに掲載されている航空会社は、すべて全路線・全席禁煙席となります。

●利用予定定額会社として、2つ以上の航空会社名を併記している場合、航空会社の希望はお受けできません。

●観光および空港等～クラブメッド(またはクラブメッド以外のホテル)間の送迎で利用するバスは、ツアー参加者がお1人数の場合、セダン/バン・ミニバスとなる場合があります。また、他のコースや他のツアーでご参加のお客様と同じバスとなる場合があります。この場合、空港などの出発地で30分程度お待ちいただく場合があります。●乳児代金を適用するお子様については、航空機の用意はございません。

各空港等での出国審査後等、現地係員がお客様のお世話をできない場所で航空機等運送機関の発着時間の変更や遅休等が生じる場合があります。その際には各運送機関の係員の指示に従ってください。原則として通関後の対応は各運送機関側となり、クラブメッドからのご案内はできなくなります。

- 現金、貴金属、宝石類、コンピューター、カメラなどの貴重品、高価品、壊れ易い物、また常備薬、化粧品、コンタクトなどその物が破損、紛失したときにより日常生活に不都合が生じる物は委託手荷物とせず、お手元にお持ちください。万一破損、紛失などの損害が生じても、その責任を負いかねますのでご了承ください。
- マレーシアサービスについて
- マイレージプログラムに関する登録・お問い合わせは、ご搭乗当日空港にてお客様ご自身で当該会社に行ってください。理由の如何に関わらずお客様が受ける予定であったマイレージサービスが受けられなくなった場合、当社は責任を負うものではありません。
- 航空会社のサービスについては各航空会社のホームページをご参照ください。

●国内線乗り継ぎについて

●国内線のご予約はご旅行と同時に申し出ください。満席などの理由による座席が確保できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

●当社募集型企画旅行の適用範囲は日程表に明記された国際線出発地の空港出発より、国際線到着地の空港着までとなります。但し、特別料金を利用した国内航空券またはその他の交通機関を手配する場合は、国内航空券またはその他の交通機関の手配が完了した時以降、当該国内区間も国際線区間と合わせて、1つの募集型企画旅行の範囲として取扱います。

●特別料金を利用した国内航空券またはその他の交通機関の手配完了後のお取消し時は、国際線空港出発の対象旅行代金に当該国内線等特別料金を加算した総額が取消料の対象旅行代金となります。なお、取消料を算出する基準となる旅行開始日は、特別料金を利用した国内航空券等の出発日となります。

●国内線・国際線の乗り継ぎにおいて乗り遅れなどお客様に不都合が生じた場合、当社は責任を負いません。

●ビジネスクラス席のご利用について

●「ビジネスクラス追加代金」表示のあるコースでは、所定の追加代金にて、ビジネスクラス席をご利用いただけますが、このプランは、ビジネスクラスの座席及び機内サービスを受けていただくためのものであり、普通航空運賃適用時のビジネスクラス利用に含まれる、これら以外のサービスは適用となりません。

●特に表示のない限り、ビジネスクラス席のご利用区間は原則として各出発空港～経由地を除く最初の到着地(往路)と最終出発地～経由地を除く帰着空港(復路)のみとなり、これ以外の区間はエコノミークラス席となります。

●窓側、通路側席のご希望は予約時に申し受けますが、座席数によりご希望に添えない場合があります。また、直前の機材変更によりあらかじめおとでできていた席が変更となる場合があります。

●ビジネスクラス席ご利用時の乗降代金はお問い合わせください。

●現地地係員について

●特に表示のない限り、添乗員は同行しませんが、旅行を円滑に実施するために、現地係員が空港、滞在先等での送迎や観光(ドライバー・ガイドがご案内する場合があります)、オプションツアー等のご案内を行います。ただし、乗継空港では係員がおりませんので、お客様ご自身で手続きを行っていただきます(一部乗継地を除く)。また、空港によっては保安上の理由等で係員がチェックインのお手伝いをできない場合があります。この場合にも、お客様ご自身で手続きを行っていただくこととなります。

●現地地係員は原則として日本語を話しますが日本人とは限りません。また、乗継空港や空港等～クラブメッド(またはクラブメッド以外のホテル)間の移動の際のご案内は英語係員となる場合があります。

●クラブメッドではジャー（現地クラブメッドスタッフ）がご案内いたします。但し、日本人スタッフが対応出来ない場合もあります。

●食事について

●スケジュール表に記載されている記号：☑＝朝食、☒＝機内食を表します。利用予定便のスケジュール変更により食事条件が一部変更となったり、機内食が軽食となったり、提供されなくなる場合があります。いずれの場合も旅行代金に変更はありません。

●旅行代金には各コース毎の日程表に明示した食事の料金、税・サービス料が含まれています。ただし、お客様が注文された飲み物や追加料理に関わる費用はお客様ご自身のお支払いとなります。

●到着日に夕食が含まれている場合でも、航空機等の遅延により軽食になる場合が

あります。

●クラブメッドでのお食事はビュッフェとなります。また、相席が基本となります。航空機の遅延、天候などによりクラブメッドでの食事条件に変更が生じても返金はございません。

●時間帯の目安

●時間帯の目安は航空機等の発着時刻をもとにした目安の時間です。クラブメッド、および他のホテルを出発する時刻とは異なります。

●利用航空機などの時間帯の目安は2011年12月1日現在の2011年12月1日以降のスケジュールをもとにしています。

●ベビークラブ・ティキクラブについて

ベビークラブでは4ヶ月～23ヶ月のお子様を、ティキクラブでは2～3歳のお子様を有料でお預かりいたします。詳しい料金等はパンフレットでご確認ください。

●ご利用には予約が必要です。

・事前予約のお取扱い

定員がございますので事前予約をお勧めします。ご旅行ご予約時にお取扱店にてお申し込みください。

事前予約の場合は、クラブメッド全宿泊数分のご予約のみとなり、ご出発前に旅行代金とともにお支払いいただけます。ただし、最終日チェックアウト後に引き続き利用をご希望される場合は、別途現地にてご予約・お支払いが必要となります。ご旅行ご出発後の変更・取消しは出来ません(ご利用のない場合も払戻しはございません)。

・現地予約のお取扱い

空き状況によっては、現地でのお申し込みによる1日・半日単位のご予約が可能で、お支払いは現地にてお願います。ただし、定員がございますのでご利用いただけない場合がございます。空き状況については、現地到着後にご確認ください。

- 現地で母子手帳などの書類を年齢を確認させていただく場合がございます。

●クラブメッドのアクティビティについて

●クラブメッドによっては、お子様の年齢にご参加いただけないアクティビティ(あるいはミニ&ジュニアクラブ参加時のみご参加いただけるアクティビティ)があります。詳しくは現地にてご確認ください。

●クラブメッドリゾートの各種アクティビティ、ミニクラブなどはグループでのご案内になり、団体行動となります。特別な医療的管理が必要なお客様など、団体でのお世話、ご案内が難しいお客様は、クラブメッドリゾートの方針により、安全上の理由で参加をお断りさせていただきます。

●天候などによりアクティビティが中止になる場合がありますが、返金はございません。

●後泊プランには食事は付いておりません。

●ティユースプランには食事は付いておりません。

●ホテル、客室グレード及びベッドタイプの指定はできません。

●0-3歳はホテルでのベッド並びに朝食はありません。

●後泊プランは1泊のみ追加いただけます。現地での延泊はできません。

●オプションツアーについて

●オプションツアーは現地旅行会社又は、クラブメッド運営会社等が実施し、当社が実施するものではありません。取消料などの旅行条件は、現地旅行会社等が定めたものが適用となりますので、現地にてご確認ください。

●オプションツアーはクラブメッド以外のお客様とご一緒していただく場合があります。

●クラブメッド運営会社

バリエ：P.T.Bali Holiday Village　ブークケット：Holiday Villages of Thailand Ltd.
ビタワン：P.T.Straits CM Village　チェラティンビーチ：Holiday Villages of Malaysia SDN.BHD.　モルディブ：Maldivian Holiday Villages Limited
リンデマン：Holiday Village Australia Pty. Ltd.
モーリシヤス：Holiday Village Management Services Mauritius, Ltd.
カンクン：OPERADORA DE ALDEA VACACIONALES, S.A.

●その他

●クラブメッド全旅行商品(宿泊プランやフェリーパッケージ等を含む)は、募集型企画旅行です。

●改修工事に関して各ホテルより前もって得た情報はお客様にご案内しておりますが、工事の期間や規模が突然変更になる場合がございます。また、予告なく改修工事を行う場合があり、改修中であっても通常どおり営業することが多くありますので予めご了承ください。

●渡航先により、「外務省海外危険情報」等、国、地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に取扱店より海外危険情報に関する書面をお選します。

又、「外務省海外安全ホームページ」http://www.pubanzen.mofa.go.jp/」でもご確認ください。

●渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ」：http://www.forth.go.jp/」で確認ください。

●渡航先(特に、インドネシア、マレーシア、タイなど、東南アジアの島地)では、蚊などの虫が多い場所もありますので、マラリア等の感染症予防のために、殺虫剤、虫除けスプレーなどをお持ちになり、また特に夜間には肌の露出の少ない衣服を着用されることをおすすめいたします。

●クラブメッド・チェラティンビーチのリゾート前のビーチは、潮の流れが速く、遊泳には適しておりません。

●クラブメッド・リンデマンのリゾート前のビーチは、岩場となっており、遊泳には適しておりません。

●記載内容について

このパンフレットのスケジュール、およびその他の料金、記載内容は変更となる場合がありますので「最終日程表にてご確認ください。また、本パンフレット掲載の旅行代金カレンダーに記載されている税目については、法改正により変更となる場合があります。客室設備やホテル施設などの情報はホテル側の事情により、予告なく変更となる場合があります。

●忘れ物をされるお客様が多発しておりますので、ホテル出発、オプションツアーの際には忘れ物がないようご注意ください。

当社ではお客様から忘れ物捜索の依頼を受ける際に、捜索に掛かる通信費・回収費などの諸費用を捜索手数料として一律¥3,150(消費税込)を請求させていただきますいております。また捜索手数料は捜索物の有無に係わらず請求させていただきますので予めご了承ください。

尚、紛失物を日本へ送る際並びに日本からお客様宅へ送る際に掛かる送料・梱包代金・保険料・関税は別途お客様のご負担とさせていただきます。また、国によっては現金・クレジットカード等を発送できない国がありますので予めご了承ください。

●旅行保険

旅行先で病気やけがをした場合、治療費や家族が救済に向かうための航空運賃の費用が高額になります。又、事故の場合、加害者への賠償請求や賠償金の回収が大変困難です。これらの治療費、移送費、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については取扱店にお問い合わせください。

●個人情報取扱について

当社及び取扱旅行会社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきますほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲で、旅行中の病気・後我等に係わる事故処理に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等でも利用させていただきます。この他、よりよい旅行商品の開発のためのマーケット分析や、当社の旅行商品のご案内をお客様に届けるために、お客様の個人情報を利用させていただきますことがあります。

Club Med

株式会社 クラブメッド

海外旅行条件書

海外ツアーのご案内とご注意

クラブメッド海外旅行条件書

1 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は/インフレットとあわせて旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2 募集型企画旅行契約

- この旅行は、関クラブメッド(観光庁長官登録旅行業第536号以下「当社」といいます)が企画実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結させていただきます。
- 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができますように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容・条件は、/インフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面(以下「最終日程表」といいます)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

3 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- 当社又は当社の受託営業所(以下「当社」といいます)にて所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込金を受領したときに成立するものとします。

区 分	申込金(お1人様)
旅行代金が30万円以上	50,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

- 当社は電話等の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受けつけることがあります。この場合、契約は予約の時点で作成しております。当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがされない場合、当社はお申し込みはなかったものとして取り扱います。
- 旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項(2)により申込金当社が受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段でお申し込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させる時は、第25項(9)の定めにより契約が成立します。
- 当社は、団体、グループを構成する旅行者の代表としてとの契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- クラブメッドに未入会の方は会員になっていただきます。ご旅行ご予約時に手続きをお願いします。

- 入会金:大人3,000円 / 子供(4-11歳) 1,500円 (初回のみお支払いいただきます)
年会費:大人3,000円 / 子供(4-11歳) 1,500円(ご旅行のご予約成立日より1年間有効)
4歳未満のお子様の入会金・年会費は無料です。
日本国内の空港・ホテルに滞在する場合は、年会費の有効期間外にご旅行をお申し込みの際は、改めて年会費をお支払いいただきます。

- お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにはできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様がウェブページの状態を予約している期間を確認した上で、お客様をウェイトिंगのお客様として登録し、予約可能となるよう手配努力をすることがあります。この場合でも当社は申込金を申し受けます。この場合、ウェイトिंगコースの契約成立の時期は、当社が予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。ただし、当社が予約可能となった旨を通知する前に、お客様よりウェイトING登録の解除の申出があった場合、または、お待ちいただける期間までに結果として予約ができなかった場合は、当社は当該申込金を全額払戻します。

4 お申し込み条件

- 20歳未満の方がご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とします。75歳以上の方は「健康アンケート」の提出をお願いします。場合によってはご参加をお断りさせていただく、同伴者の同行等を条件とすることがあります。
- 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方、障害をお持ちの方、妊娠中など特別な配慮を必要とする方はその旨予約時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに対応します。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方、障害をお持ちの方、妊娠中の方は「お問い合わせ」の提出をお願いします。さらに、医師の健康診断書を出していたり場合があります。旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者・同伴者の同行を条件とさせていただきます。お申し込みをお断りする場合があります。
- 特定旅客を对象とした旅行であり、特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- 当社は、本項(1)②③の場合でも、お申し込みをお断りさせていただく場合や、同伴者の同行等を条件とさせていただく場合は、(1)③はお申し込みの日から、(2)はお申し出の日から、それぞれ原則として、1週間以内にご連絡いたします。
- お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件を受けつけることがあります。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- その都当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りすることがあります。
- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

5 契約書面と最終日程表の交付

- 当社は、旅行契約の成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は/インフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終日程表を速くとともに旅行開始日の前日までにお渡しします(原則として旅行開始日の2週間前日から7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の期間にお渡しすることがあります)。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあった日より前にお支払いいただきます。また、旅行開始日の前日から起算してさかのぼる日より前日

ある日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

7 お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集企画または/インフレットに旅行代金として表示した金額/プラス「追加代金」として表示した金額/マイナス「割引代金」として表示した金額をいいます。この合計金額は、第13項(1)の①の①の①の①(取消料)、第15項(1)の①の①の①(違約料)、及び第24項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

8 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金(等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、/インフレットに明示します)。※この場合の運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金(原価水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。)を含みます。
- 旅行日程に含まれる送迎(バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所の間。ただし、旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます)。
- 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料等)。
- 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(/インフレット等に特別の記載がない限り、バスまたはシャワー付きの2人部屋を大人2人で利用することを基準としています)。
- 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金(/インフレットに記載されている無料で提供される飲み物以外の飲み物は含まれません)。
- 手荷物の運搬料金

お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合はお1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用の等級や方面によって異なりますので詳しくは係員におたずねください)。また、一部の空港・駅・ホテルではポーターがない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります。
- 旅行日程中の現地空港税等(別途、お客様にご負担いただく旨の記載がある場合を除きます)。
- 添乗員付きコースの添乗員の同行費用。上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払戻しいたしません。
- 燃油サーチャージ

燃油サーチャージのある航空会社利用コースの場合。但し、この場合、増額・減額・廃止があった場合も追加徴収および返金いたしません。

9 旅行代金に含まれないもの

- 第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
 - 超過手荷物料金(規定の重量・容量、個数を超える分について)。
 - クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップその他追加飲食等個人的性質の消費費用及びそれに伴う税・サービス料。
 - 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代、査証料、引渡検料料金、渡航手続取扱料金)。
 - ご希望の旅行参加されるオプション料金(別途旅行契約の取扱い)。
 - 日本国内の空港施設使用料。
 - 運送機関の課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)。燃油サーチャージのない航空会社のお客さまの料金設定された場合は、不足分を追加徴収いたします。
 - 日本国内における自由宅から発着空港集合・解散地点までの交通費及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費。

10 追加代金と割引代金

- 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます(あらかじめ旅行代金の中に含めて表示した場合を除きます)。
 - お1人部屋を使用される場合の追加代金。
 - ご利用など異なるクラブメッドの部屋タイプによる追加代金。
 - /インフレット等当社が「宿泊プラン」「デュースプラン」と称するクラブメッド以外のホテルに要する追加代金。
 - /インフレット等で当社が「延泊プラン」と称するクラブメッド等の宿泊延長のための追加代金。
 - /インフレット等で当社が「ビジネス・ファーストクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に関する運賃差額。
 - その他/インフレット等で「追加代金」と称するもの。
- 第7項でいう「割引代金」は、/インフレット等で「○○○割引代金」と称するものをいいます。

11 渡航手続き

ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は併定した料金を申し受け、別途予約として渡航手続きの一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてはその責任を負いません。

12 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画にふらぬい運送サービスの提供、その他当社の関与し、重大な事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を要するためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由による因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明いたします。

13 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- 利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて改定される場合においては、当社はその改定金額の範囲内で旅行代金の額を変更いたします。
- 当社は本項(1)の定めることにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあった日より前にお客様に通知いたします。
- 当社が本項(1)の①に定める通常適用運賃・料金の減額がなされるときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 当社は、前項の規定に基づく旅行代金の変更により旅行の実施に要する費用の減少に伴い契約内容の変更又は前項の規定にかかわらず旅行の実施に要する費用の増加(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなければならないサービスに対して、取消料・違約料その他のものに支払い又はこれらを支払わなければならない費用を含みます。)に伴う契約内容の変更(運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものは除きます)がなされたときは、当該契約内容の変更の類による範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
- 当社は運送・宿泊機関等の利用人等により旅行代金と異なる旨を契約書面に記載した場において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によりらずお客様又は同行した場合は、契約書面に記載したごときにより旅行代

金の額を変更することがあります。

14 お客様の交替

お客様は万が一の場合、当社の承諾を得て、契約上の地位を、別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料としてお1人様につき10,000円をいただきます。また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り渡した方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

15 旅行契約の解除・払戻し

- 旅行開始前
 - お客様の解除権・払戻し

お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。お客様の都合による出発日及びコースの変更、運送・宿泊期間行程中の一部の変更についても全体的に取消料を徴収し、取消料の対象となります。

旅行契約の解除期日	取消料(お1人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあった日より31日目にあった日まで	ピーク時期に旅行を開始する場合 <p>旅行代金の10% (ただし、最高5万円まで)</p> <p>ピーク時期以外に旅行を開始する場合 <p>無料</p></p>
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあった日より3日目にあった日まで	旅行代金の10%(ただし最高5万円まで)
旅行開始日の前々日から前日まで	旅行代金の30%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後および無連絡不参加	旅行代金の100%
注：ピーク時期は4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日とします。	

旅行契約の解除日	取消料(お1人様)
宿泊開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあった日より宿泊開始日の前日まで	全宿泊代金の20%
宿泊開始当日	全宿泊代金の50%
宿泊開始後及び無連絡不参加	全宿泊代金の100%

- お客様は次のいずれかに該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。
- 第12項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第24項の別表左欄に掲げるものまたはその他の重要なものである場合に限ります。
 - 旅行サービスに基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 - 当社がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終日程表を同項に規定する日まで中止
 - 当社が責に帰すべき事由により/インフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。
 - 当社は「本項(1)の①の①」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)を全額払戻します。
 - 旅行サービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 旅行契約の解除
 - 官公署の命令、外国の出入規制、伝染病を差し引き払戻しをいたしました。
 - 取消料を徴収しなかったときは、その差額を申し受けます。また「本項(1)の①」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払戻します。

- 当社の解除権・払戻し

お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①の①に「規定する取消料と同額の賠償をお支払いいただきます。

い次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

- 第7項でいう「割引代金」は、/インフレット等で「○○○割引代金」と称するものをいいます。
 - お客様が病災、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある認められたとき。
 - お客様の契約内容に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - お客様の人数が/インフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあった日より前に、また、期間外以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあった日より前に旅行中止の通知をいたします。
 - スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれがかわめて大きいとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しえない事由が生じた場合において/インフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれがかわめて大きいとき。
 - お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他社会的勢力であると判明したとき。
- 当社は本項(1)の①の①により旅行契約を解除したときは、すでに收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻いたします。

- 旅行開始後
 - お客様の解除・払戻し

お客様のご都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
 - 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により募集/インフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合は、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービスに提供される部分の費用に関する危険な運動中の事故によるもの等約款の「特別補償規定」第3条及び第5条に該当する旅行サービスの提供にかかわる部分を払戻します。ただし、当社に帰すべき事由によらない場合は、当該旅行会場から当該旅行サービスに対して取消料・違約料その他のものに支払い又はこれらを支払わなければならない費用を差し引いたものを払戻します。
 - 当社の解除・払戻し

旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においては、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

 - お客様が病災、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わずに、添乗員等又は同行した他の旅行者に対する暴行又は脅迫行為により、団体

行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しえない事由により旅行の継続が不可能になったとき。
- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- お客様の効果及び払戻し

本項(1)の①の①に記載した事由で旅行契約の解除が行われたときは、お客様が当該サービスの提供を受けられない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該サービス提供者を支払いきれたら支払うべき取消料・違約金その他の名目による費用を差引いて払戻します。

本項(1)の②の②の①、②により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたしました。

但当社が本項(1)の②の①の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

16 旅行代金の払戻しの時期

当社は、「第13項(3)④⑤の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前15項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」でお客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては、解除の翌日から7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては/インフレットに記載した旅行終了日の翌日から30日以内に、お客様に対し当該金額を払戻します。

17 当社の指示

お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、団体が行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

18 添乗員

- 添乗員の同行する有無は/インフレットに明示いたします。
- 添乗員を同行する旅行にあっては添乗員が、また同旅行にない旅行にあっては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の必要経費を最終日程表に明示いたします。
- 添乗員の業務は原則として08：00から20：00までといたします。

19 当社の責任

- 当社は旅行契約の履行にあって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下手配業者といえます)の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被らね損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日時から起算して2年以内に当社に対して通知がなされた場合に限りです。
- 旅行サービスを提供するよう承諾し、損害を被られた場合においては、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社あるいは当社の手配代行者の過失が証明されたときはこの限りではありません。
 - 天災地変、戦乱、暴動又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 官公署の命令、外国の出入規制、伝染病を差し引き払戻しをいたしました。
 - 自他行動中の事故
 - 凶虫噛傷
 - 窃盗
 - 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地的滞在期間の短縮
- 手荷物について生じた本項(1)の損害規定につきまは、本項(1)の規定にかかわらず損害発生の日時から起算してさかのぼって21日以内に当社に対して申し出があった場合(ただし、お1人様につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます))を限度として賠償いたします。

20 お客様の保護

当社はお客様が疾病、傷害等により、保護が必要と認められたときは、必要な措置を講ずることがあります。当該措置に要した費用は、お客様にお支払いいただきます(当社の責に帰すべき事由によるものを除く)。

21 特別補償

- 当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について旅行業約款特別補償規定により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により04～40万円、通院見舞金として通院日数により2～10万円、葬式用品にかかわる損害補償金(15万円を限度)ただし、一個又は一つについての補償限度は10万円を支払います。ただし、日程表において、当社が手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については当該日にお客様が被った損害について、特別補償規定に基づく補償金及び見舞金の支払いをいたしません。なお、「企画旅行参加中」とは、出発空港での乗付終了時、搭乗乗車手続完了時または宿泊施設入場時から最後の運送機関等を受客のみが入場できる区域内からの退場時、降車時、または宿泊施設からの退場時までをいいます。
- 前(1)の損害については当社が第19項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害補償金の額の限度において、当社が支払うべき前(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- 前(1)に規定する場合において、前(1)の規定に基づく当社の補償金支払い義務は、当(1)第19項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金(前(1)の規定により補償金とみなされる補償金を含む)に相当する額だけ減額します。
- お客様が企画旅行中に発生した損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダーなど当該不可能になった旅行サービスに提供される部分の費用に関する危険な運動中の事故によるもの等約款の「特別補償規定」第3条及び第5条に該当する場合は、当社は前(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、主たる旅行会場から当該旅行サービスに対して取消料・違約料その他のものに支払い又はこれらを支払わなければならない費用を差し引いたものを払戻します。
- 当社は、現金・有価証券・クレジットカード・クーポン・航空券・バスチケット・コンタクトレンズ等の旅行契約に定められている補償対象外品のほか、以下に定めるものも補償対象外品とさせていただきます。

宝石・貴金属類(ただし、原則的に腕時計・眼鏡等のうち日常で実用的に使用されているものを除きます。)・/ハンゴ及びこれらの付属品・各種データ、運転免許証、査証、預金証書又は貯蓄証券(通帳及び現金自動支払機用カードを含みます)その他これらに準ずるもの。
--

- 補償対象品の置き忘れ又は紛失、外観の損傷であって機能に支障をきたさない損害の場合は損害補償金の対象外となります。
- 当社が本項(1)に基づく補償金等の支払い義務と前項より損害賠償義務を重ねて負う場合であっても一方の義務は履行すべきときはその金額の限度において補償金等の支払い義務・損害賠償義務とも履行されたものとしたします。

22 お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識した時は、旅行地において速やかに当社、当社手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

23 オプションツアー及びクラブメッドでのスポーツアクティビティ

- 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が実施する企画旅行(以下当社企画のオプションツアー)といします)の第21項(特別補償)の適用については、当社は主たる企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社実施のオプションツアーへは、/インフレット等で「実施:当社」と明示します。②オプションツアーの実施者が当社以外の現地法人等である旨を/インフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客さまに発生した第21項(特別補償)で規定する損害については、同項の規定に基づき損害補償金を支払います。但し、当該オプションツアーが実施されるお客様の責任及びお客様の責任は、すべて当該オプションツアーが実施される現地法人及び当該実施者の定めによりります。
- 当社が/インフレット等で「クラブメッドでのスポーツアクティビティ」等として可能なスポーツ等を記載した場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

24 旅程保証

- 当社は次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①②で規定する変更を除きます)は、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社が第19項(1)の規定に基づく責任が発生するときに限らな場合においては、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全額又は一部として支払います。
 - 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません(ただし、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送、宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)。
 - 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - 凶戦乱
 - 暴動
 - 官公署の命令
 - 欠航、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - 行遅延、不通、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置
- 第15項の規定に基づく旅行契約が解除されたときはその当該解除された部分にかかわる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- 本項(1)の規定にかかわらず、当社が旅行者1名に対してひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に19%を乗じて得た額を上乗せします。また旅行者1名に対してひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が、1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- 当社は、お客様の同意を得て金額による変更補償金の支払いに替え、これと対応の物品・サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

		一件あたりの率
	当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日前までにお客様に通知した場合 <p>旅行開始日以降に通知した場合</p>
①募集/インフレット又は最終日程表に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②募集/インフレット又は最終日程表に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③募集/インフレット又は最終日程表に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金などのへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が募集/インフレットに記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります)	1.0%	2.0%
④募集/インフレット又は最終日程表に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤募集/インフレット又は最終日程表に記載した出発空港又は到着空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥募集/インフレット又は最終日程表に記載した旅行便の乗換便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦募集/インフレット又は最終日程表に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧募集/インフレット又は最終日程表に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
⑨上記の①～⑧に規定する変更のうち募集/インフレット又は最終日程表のツアーオプションに記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1:1件とは、運送機関の場合1乗車船舶に、宿泊機関の場合1泊目に、その他の旅行サービスの場合は該当事項毎1件とします。

注2:①又は②に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注3:③に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑩の料率を適用します。

注4:④に掲げる運送機関の会社名変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

25 通信契約

当社は、当社が発行するカード又は当社が提供するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の償還への「会員の署名なしで旅行代金等のお支払いを受けること(以下「通信債」といいます)を条件に/電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申し込み」を受けられる場合があります(受託行業者による当該取扱いができない場合があります)。「通信契約による旅行条件」は、通常の旅行契約の旅行条件とは一部が異なります。以下に異なる点のみご案内します。

- 準拠する約款は、「当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に契ります。
- 申し込みの際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- 通信契約による旅行契約は、電話による申し込みの場合は、それを当社が承諾したときに成立します。また郵便、ファクシミリその他の通信手段による申し込みの場合は、当社が会員との旅行契約を承諾する旨の通知を発したときに成立します。
- 通信契約での「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日とし、前者は旅行出発日、後者は契約解除の申し出があった日となります。
- 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いが出来ない場合、当社は通信契約を解除し、第15項(1)の①の①の取消料と同額の違約料を申し受けます。但し当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

26 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2011年12月1日を基準としています。また、旅行代金は、2011年12月1日現在有効なものととして公示されている航空運賃・適用規則または2011年12月1日現在観光庁長官に認可申請中の航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

27 その他

- お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不慮による手荷物損失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動を伴